

ヤングケアラーに関する調査（令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査）結果について

1 調査概要

- (1) 調査目的：「島根県子どもの生活に関する実態調査」にヤングケアラーに関する設問を設け、ヤングケアラーに関する現状・意識等を把握し、今後の支援の在り方を検討するための基礎資料とする。
- (2) 調査対象：県内の学校に通学する小5、中2、高2の児童生徒
- (3) 調査方法：学校を通じて調査票を配布、回答はWebで実施（郵送可）
- (4) 回答率：小学5年生 27.8%（送付数 5,779 人、回答数 1,606 人）
 中学2年生 23.4%（送付数 5,839 人、回答数 1,366 人）
 高校2年生 22.9%（送付数 6,049 人、回答数 1,388 人）

2 調査結果

(1) 世話をしている家族の有無

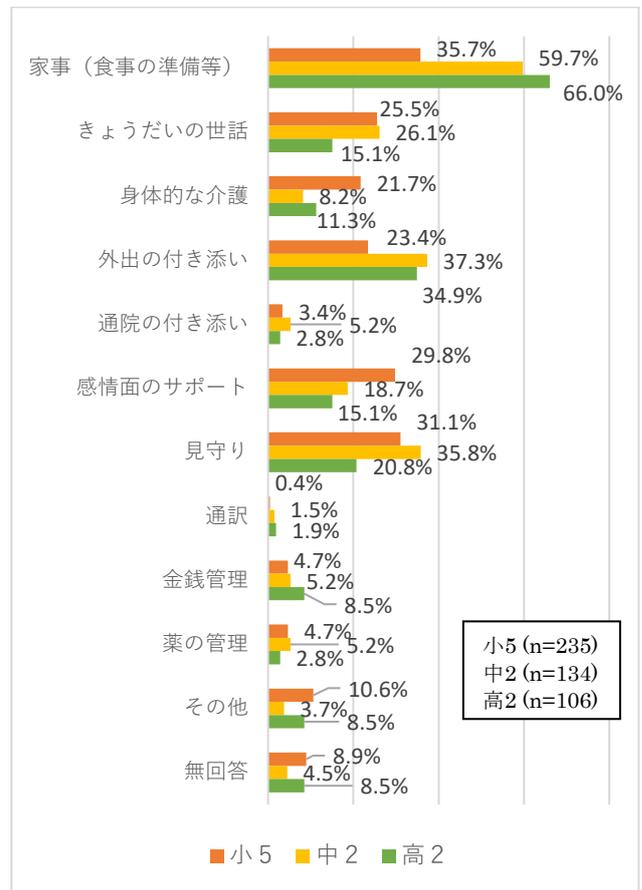
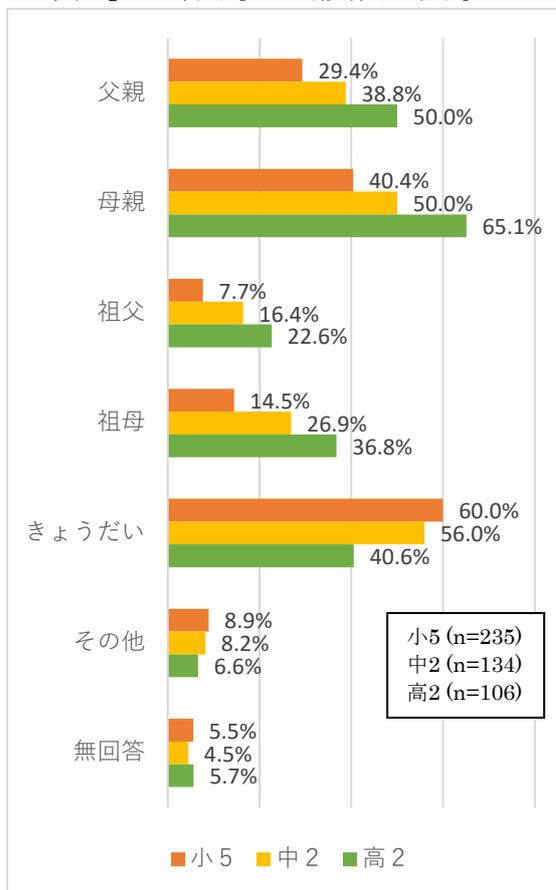
○世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学生で 14.6%、中学生で 9.8%、高校生で 7.6%。

	いる		いない		回答なし		合計
小学5年生	235人	14.6%	1,335人	83.1%	36人	2.2%	1,606人
中学2年生	134人	9.8%	1,199人	87.8%	33人	2.4%	1,366人
高校2年生	106人	7.6%	1,236人	89.0%	46人	3.3%	1,388人

(2) 世話をしている家族、世話の内容

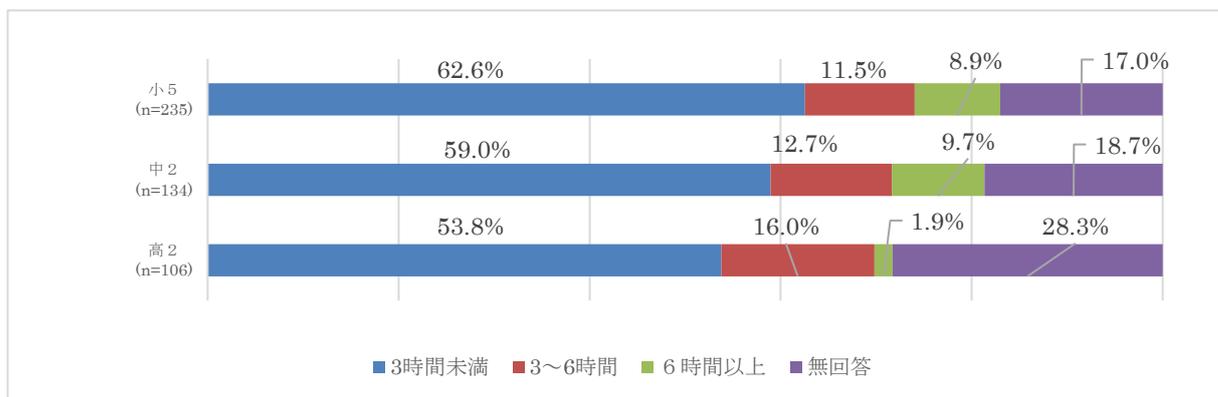
○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生のうち、世話を必要としている家族は、小・中学生では「きょうだい」、高校生では「母親」の割合が最も高い(複数回答)。

○世話の内容では、小・中学生、高校生いずれも「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が最も多い(複数回答)。



(3) 世話をしている頻度

○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生のうち、平日1日当たりの世話に費やす時間（1か月あたりで最も長かった日の時間）は、いずれも「3時間未満」の割合が最も高いが、「6時間以上」も2～10%程度いる。



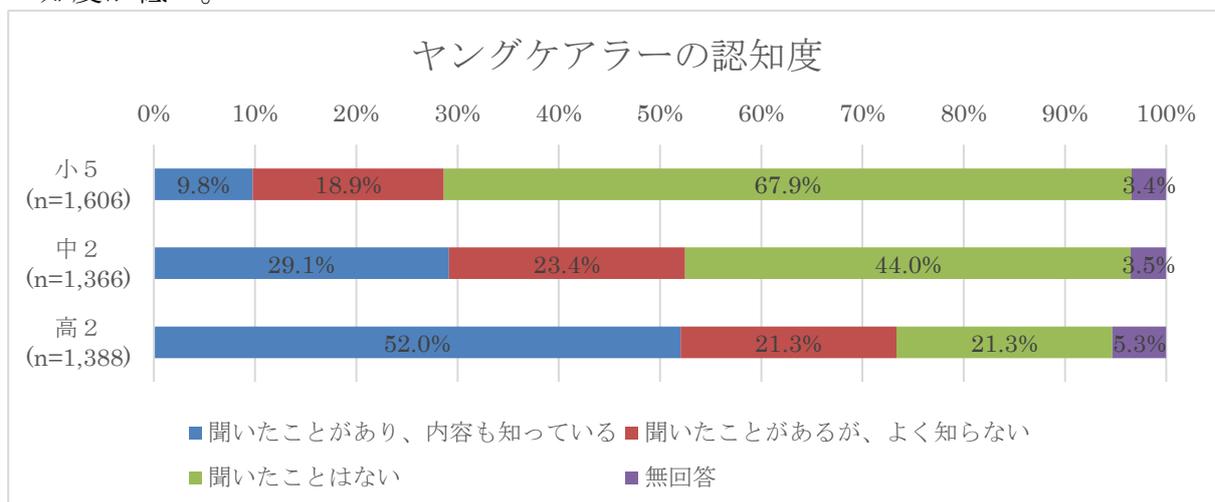
(4)世話をしているためにやりたいけどできていないこと

○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生がやりたいけどできていないことは、「特にない」「無回答」を除くと「自分の時間が取れない」と「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」の割合が高い。

	学校に行きたくてもいけない	どうしても学校を遅刻・早退してしまう	宿題をする時間や勉強をする時間が取れない	睡眠が十分に取れない	友人と遊ぶことができない	部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった	進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変えた	自分の時間が取れない	その他	特にない	無回答
小5 (n=235)	8人 3.4%	4人 1.7%	21人 8.9%	14人 6.0%	11人 4.7%	2人 0.9%	0人 0.0%	23人 9.8%	0人 0.0%	165人 70.2%	23人 9.8%
中2 (n=134)	1人 0.7%	3人 2.2%	11人 8.2%	7人 5.2%	12人 9.0%	2人 1.5%	0人 0.0%	15人 11.2%	1人 0.7%	87人 64.9%	6人 4.5%
高2 (n=106)	2人 1.9%	1人 0.9%	8人 7.5%	13人 12.3%	8人 7.5%	0人 0.0%	0人 0.0%	14人 13.2%	1人 0.9%	69人 65.1%	11人 10.4%

(5) ヤングケアラーの認知度

○「ヤングケアラーという言葉聞いたことがあるか」については、小学生が1割程度、中学生が3割程度、高校生が5割程度に留まっており、学年が低い子どもほど認知度が低い。



3 調査結果を受けた支援の方向性

調査結果から見えてきた現状と課題	支援の方向性
<p>①子どもが担っているケアには、家事のほか、医療・介護にかかる内容もある</p> <p>②ケアを行う子どもの中には、世話に費やす時間が長時間に亘っている子どもがいる</p>	<p>支援を必要としている子どもを把握し、必要な支援に繋げていく体制づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村でのヤングケアラー把握のための調査促進 ・市町村相談窓口や支援の調整役を担うコーディネーターの設置を推進 ・県と市町村それぞれにおいて、福祉・介護・医療・教育分野での連携による支援体制づくりの構築（市町村への働きかけ） ・市町村が行う家庭訪問支援事業（家事支援）の推進
<p>③本人(子ども)や周囲への「ヤングケアラー」についての理解や認知が十分でない</p>	<p>「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と周知啓発が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発活動（新聞、ポスター、チラシ配布等） ・民生委員・児童委員等への出前講座の実施 ・県民向けの講演会、行政・教員向け研修会の開催
<p>④本人(子ども)が気軽に相談できる場が限られている</p>	<p>ケアを行う子どもの気持ちや状況は様々であるため、困ったときに安心して相談できる環境やサポート体制づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインサロンの開設（悩みごと相談やレスパイトの場を提供） ・市町村が実施する居場所事業への支援